

7 長社第 7232 号
令和 7 年 10 月 27 日

特定福祉用具販売事業所・

特定介護予防福祉用具販売事業所 代表者 様

長崎県福祉保健部長寿社会課長
(公 印 省 略)

特定福祉用具販売事業所及び特定介護予防福祉用具販売事業所にかかる
介護サービス情報の公表制度における報告等の対象外の届出について（照会）

日頃より高齢者福祉の推進にご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、「介護サービス情報の公表」制度は、利用者の権利擁護、サービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、介護保険法第 115 条の 35 第 1 項の規定に基づいて、事業者に対し、「介護サービス情報」（介護サービスの内容及び運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なもの）の公表を義務付けるものであります。

つきましては、令和 7 年度公表計画の対象とならない事業者（対象外事業者）を把握する必要がありますので、下記に該当する事業所にあつては、令和 7 年 11 月 13 日（木）（必着）までに、届出書を下記担当までメールにて回答して下さい。

記

◎ 対象外事業者

「特定福祉用具販売」及び「特定介護予防福祉用具販売」の指定を併せて受けている事業所にあつて、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に、「特定福祉用具販売」と「特定介護予防福祉用具販売」のそれぞれの販売の対価として支払を受けた額が 100 万円以下の者

（裏面につづく）

対象・対象外の例

①特定福祉用具販売事業所	②特定介護予防福祉用具 販売事業所	公表の対象
130 万円	10 万円	①○ ②×
10 万円	130 万円	①× ②○
80 万円	50 万円	①× ②×
130 万円	130 万円	①○ ②○

(注)

- 1 「支払を受けた額」には、利用者負担額も含まれます。
- 2 該当事業所のみが届出書を提出することになるので、上記に該当しない場合は届出不要
- 3 提出期限までに当該届出が提出されない事業所については、対象事業所として計画に位置付けられ、公表の対象となります。
- 4 虚偽の内容の届出書を提出した場合は、指定の取消等を行うことがあります。

<提出方法>

1. 長寿社会課ホームページに掲載している様式「介護サービス情報の公表制度における報告等の対象外届出書」をダウンロード。
○掲載箇所：長寿社会課ホームページ
ホーム>福祉・保健>高齢者・介護保険>介護保険事業者の諸手続き
>介護サービス情報の公表>特定（介護予防）福祉用具販売事業所における
報告対象外の届出
2. 届出書を下記担当までメールにて提出。
【提出期限：令和7年11月13日（木）】

【問合せ・提出先】

長崎県長寿社会課

施設・介護サービス班 徳田

Tel : 095-895-2436 Fax : 095-895-2576

Mail : saigai-houkoku04720@pref.nagasaki.lg.jp